

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 5 日

各都道府県・政令指定都市
消費者行政担当部局 各位

消費者庁消費者政策課

コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンの実施について

平素から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、コロナ禍に乗じた詐欺やトラブルが増えており、ネット通販やSNSを通じた詐欺・トラブル等に関する消費生活相談が多く寄せられています。

このような状況に鑑み、消費者庁では、消費者被害防止キャンペーンを実施します。具体的には、テレビCMやウェブ動画、新聞広告など、様々なメディアを活用して、コロナ禍に乗じた詐欺・悪質商法等への注意喚起及び消費者ホットライン188の活用を呼び掛けます。

各都道府県・政令指定都市におかれましては、これらの情報を管内市区町村、関係団体等へ周知いただくとともに、引き続き、管内での消費生活相談への対応などを適切に進めていただきますようお願いいたします。

(参考：キャンペーンの主な内容)

- ・特設サイトの開設（3月末まで）
- ・テレビCM（2月8日（月）～2月21日（日）、全国の地上波（計114局））
- ・新聞広告（2月8日（月）より全国紙5紙、主要地方紙46紙及び専門紙に掲載）
- ・WEB動画広告（2月17日（水）から一ヵ月間）
- ・交通広告（2月8日（月）から一週間、全国のJR各社の車内広告等）
- ・オンラインイベント開催
- ・その他関連イベントとして、衛星テレビ番組の放映、SNSを活用した情報発信、消費者団体との連携による消費者向けセミナー開催等を予定

本件連絡先

消費者庁消費者政策課 電話：03-3507-9528（直通）